

滋賀県イメージキャラクター着ぐるみ貸出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県のイメージキャラクターである「うおーたん」、「キャッフィー」および「チャッフィー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 着ぐるみを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 県または市町が主催、共催、後援する事業の実施者
- (2) その他着ぐるみを管理する滋賀県広報課長（以下「管理者」という。）が適当と認める者

(使用の申込み・承諾)

第3条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ滋賀県イメージキャラクター着ぐるみ貸出申込書を管理者に提出し、承諾を得なければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号いずれかに該当する場合を除き、使用を承諾するものとする。

- (1) 滋賀県の信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない場合
- (3) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関する活動と認められる場合
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れがあると認められる場合
- (5) 営利目的の活動に使用する場合
- (6) その他、管理者が不適切であると判断した場合

(使用料)

第4条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (3) 火気および危険物の近辺で使用しないこと。
- (4) 荒天時に屋外で使用しないこと。
- (5) 使用期間を遵守すること。
- (6) 承諾された用途のみに使用し、管理者が付した条件・指示に従うこと。

(承諾の取り消し)

第6条 管理者は、使用者がこの要領または承諾内容に違反していると認められた場合は、その使用の承諾を取り消すことができる。

2 前項の規定により承諾を取り消された者は、承諾の取り消しがあった日以降、当該承諾に係る着ぐるみの使用をしてはならず、直ちに返却しなければならない。

4 第1項の取り消しにより、使用者に損害が生じても滋賀県はその責めを負わない。

(現状復帰)

第7条 着ぐるみを破損または汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第8条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に対して与えた損害または損失に対しては、滋賀県は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要領は、平成21年3月5日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。